

労務費ダンピング調査の実施について

令和6年6月改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）の施行（令和7年12月）に伴い、新たに労務費ダンピング調査を実施します。

1 制度概要

□ 対象工事

一般競争入札及び指名競争入札により発注する全工事

※上記のうち、単価契約により発注する工事と随意契約により発注する工事は対象外です。

□ 導入時期

令和8年7月1日以降に公告又は指名通知を行う工事案件から対象とします。

□ 調査内容（詳細は「2 労務費ダンピング調査内容」へ）

- ①落札候補者の工事費内訳書に記載の直接工事費を確認
- ②落札候補者の直接工事費の金額が一定水準より低い場合、理由書の提出を求め審査

2 労務費ダンピング調査内容

❶ 落札予定者の工事費内訳書に記載された直接工事費（労務費だけでなく材料費等も含めた合計額）の金額が、一定水準額以上か確認します。

一定水準額…直接工事費が以下の基準以上

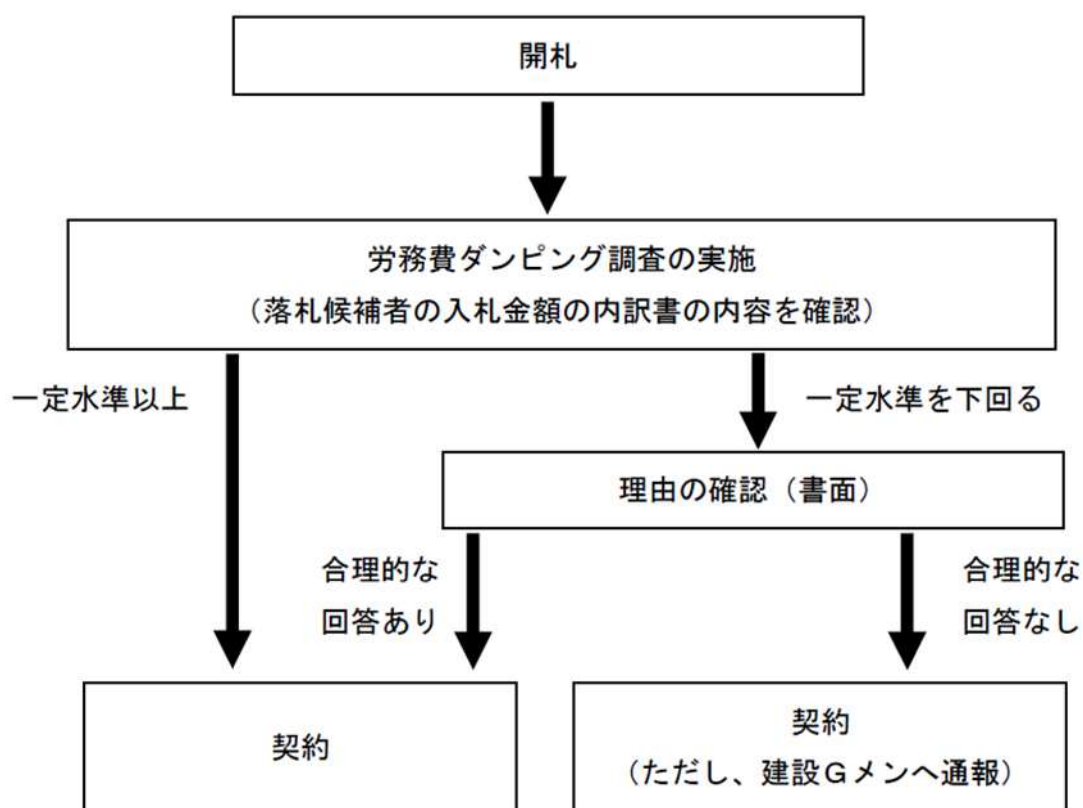
- ・土木工事：市積算の97%
- ・営繕工事：市積算の87.3%

落札予定者の直接工事費 ≥ 一定水準額 の場合⇒調査終了です。

落札予定者の直接工事費 < 一定水準額 の場合⇒理由書の提出が必要です。（❷へ）

- ② 入札時の工事費内訳書に記載の直接工事費が一定水準額未満の場合、理由書の提出が必要です。（契約課からご連絡します。）期日までに提出がない場合、落札者としませんのでご注意ください。
- ③ 提出された理由書の確認を行い、合理的な回答か否か判断します。
- ④ 合理的な回答の場合：本工事案件の契約締結を行います。
- 合理的な回答でない場合：契約手続きは続行しますが、建設Gメンに通報（入札契約適正化相談窓口である関東地方整備局を経由）を行うことがあります。

3 調査フロー図



【お問合せ先】 財政局財政部契約課 TEL：042-769-8217

■ 労務費ダンピング調査に関するQ A

番号	質問	回答
1	落札予定者・落札候補者になると、必ず労務費の確認が行われるのか。	対象工事であれば、労務費を含む直接工事費の確認は行われます。
2	労務費ダンピング調査はどのように行われるのか。	入札時にご提出いただいた工事費内訳書に記載の「直接工事費」が一定水準額以上か否かを確認し、下回った場合は、理由書の提出が必要となります。回答書の内容により、一定水準額を下回った理由が合理的か否かを判断します。
3	再公告案件については、再公告の入札時に提出した工事費内訳書の直接工事費で調査を行うのか。	ご認識のとおりです。
4	契約後に請負代金額を変更する際にも「労務費ダンピング調査」を行うのか。	労務費ダンピング調査は入札金額の内訳を対象とし、契約後に金額変更があっても、再調査は行いません。
5	随意契約は労務費ダンピング調査の対象か。	対象ではありません。
6	「労務費ダンピング調査」では、労務費を確認するのか。	労務費を含んだ直接工事費を対象として確認を行います。
7	理由書を提出して合理的な回答でないと判断された場合、契約できないのか。	契約は締結します。ただし、本市から改善要請を行うとともに、建設Gメンに通報を行うことがあります。 なお、契約課からの提出依頼があったにもかかわらず、理由書の提出がない場合には落札者としません。
8	理由書には下請けの見積書等の根拠資料も必要か。	根拠資料を提出する必要はありません。